

かすみがうら市議会議案審査特別委員会会議録

平成29年12月5日 午前10時00分 開 議

出 席 委 員

委 員 長	川 村 成 二
副委員長	櫻 井 繁 行
委 員	藤 井 裕 一
委 員	矢 口 龍 人
委 員	小座野 定 信
委 員	鈴 木 良 道
委 員	佐 藤 文 雄
委 員	加 固 豊 治
委 員	小松崎 誠
委 員	古 橋 智 樹
委 員	田 谷 文 子
委 員	岡 崎 勉
委 員	来 栖 丈 治
委 員	設 楽 健 夫
委 員	宮 嶋 謙

欠 席 委 員

な し

出 席 説 明 者

市 長	坪 井 透
副 市 長	横 瀬 典 生
教 育 長	大 山 隆 雄
市 長 公 室 長	木 村 義 雄
総 務 部 長	小松塚 隆 雄
市 民 部 長	櫻 井 清
保 健 福 祉 部 長	寺 田 茂 孝
環 境 経 済 部 長	田 崎 清
土 木 部 長	渡 辺 泰 二
検 査 管 財 課 長	鈴 木 芳 明
国 保 年 金 課 長	元 木 義 和
介 護 長 寿 課 長	幕 内 浩 之
子 ども 家 庭 課 長	大久保 昌 明

健康づくり増進課長	木村俊夫
農林水産課長	大久保定夫
観光商工課長	根本和幸

出席書記名

道路建設課	坂入智
生涯学習課	柳澤美都子
議会事務局	齋藤邦彦
議会事務局	檜山宏美

議 事 日 程

平成29年12月5日（火曜日）午前10時00分 開 議

1. 市長あいさつ

2. 議案の審査

- (1) 承認第 5号 専決処分事項の承認を求めることについて（平成29年度かすみがうら市一般会計補正予算（第4号））
- (2) 議案第59号 かすみがうら市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 議案第60号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- (4) 議案第61号 かすみがうら市水族館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (5) 議案第62号 平成29年度かすみがうら市一般会計補正予算（第5号）
- (6) 議案第63号 平成29年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- (7) 議案第64号 平成29年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- (8) 議案第65号 平成29年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- (9) 議案第66号 かすみがうら市活性化センター生産物直売所の指定管理者の指定について
- (10) 議案第67号 かすみがうら市水族館の指定管理者の指定について
- (11) 議案第68号 バス車両の取得について

3. 閉 会

開 議 午後10時00分

○川村成二委員長

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員は15名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから平成29年第4回定例会議案審査特別委員会を開きます。

本日、市長にご出席いただいておりますので、ご挨拶をいただきたいと思います。

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

それでは、改めまして、皆さん、おはようございます。

第4回定例会議案審査特別委員会を開催いただきまして、まことにありがとうございます。

昨日の本会議から付託をされました承認1件、それから議案10件につきまして、この後、部課長から説明をいたさせますので、慎重なご審査をいただきまして、ご承認を賜りますことをお願い申し上げます。

よろしく申し上げます。

○川村成二委員長

ありがとうございました。

それでは、書記を指名いたします。

道路建設課、坂入智君、生涯学習課、柳澤美都子君、議会事務局、齋藤邦彦君、同じく檜山宏美君、以上4名を指名いたします。

本日の日程は、お手元に配布いたしました審査予定表のとおりであります。

なお、本日の審査に係る資料につきましては、お手元に配布しております検査管財課からの資料と国保年金課並びに健康づくり増進課から資料が配布されております。

3件ございます。配布漏れはございませんか。

ここで執行部に申し上げます。

議案審査の順序につきましては、お手元の審査予定表に基づき審査することといたします。

また、能率的かつ効率的な委員会運営を図るため、簡潔な説明並びに簡明な答弁をお願い申し上げます。

それでは、お手元の審査予定表に基づき、本委員会に付託されました議案等の審査に入ります。

初めに、議案第61号 かすみがうら市水族館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

環境経済部から特に補足説明等はございませんか。

環境経済部長 田崎 清君。

○環境経済部長（田崎 清君）

おはようございます。座って説明させていただきます。

議案第61号に関しまして補足説明させていただきます。

よろしく願いいたします。

○川村成二委員長

それでは、説明を求めます。なお、説明は簡潔をお願いいたします。

観光商工課長 根本和幸君。

○観光商工課長（根本和幸君）

それでは、議案概要書の7ページをお願いしたいと思います。

議案第61号 かすみがうら市水族館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これまで水族館の設置及び管理に関する条例の中で、障害者の方の減免の要項がございませんでしたので、今回、新たに障害者の方の入館料を免除する規定を追加するものでございます。よろしくお願い申し上げます。

○川村成二委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

小座野委員。

○小座野定信委員

市内の小学生、幼稚園、保育園、児童生徒たちが学校の授業の形で水族館に行く場合は、現在は有料、無料、どちらになっていますか。

○川村成二委員長

観光商工課長 根本和幸君。

○観光商工課長（根本和幸君）

今見ていただいている議案概要書の7ページの（2）の施行規則の中の（1）で、市内の小学校の児童及び中学校の生徒が教育活動として入館するときは免除になるということで、これまでもうたつてございます。

○川村成二委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

今説明がありましたように、第2条第1項第1号、第2号は今までどおり、それで今回の障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者が入館するときには免除ということですが、この障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1項というのはどういう中身ですか。

○川村成二委員長

観光商工課長 根本和幸君。

○観光商工課長（根本和幸君）

ここは定義をうたっているところでございます、初めに、障害者、身体障害、知的障害、精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある者、もう一つが社会的障壁、障害がある者にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものとして規定をされてございます。

○川村成二委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

障害者基本法に基づいて、これ昭和45年ですから1970年ぐらいから、減免することになっていたが、これまでこの障害者基本法に基づく減免の対象にしなかった理由はありますか。

○川村成二委員長

観光商工課長 根本和幸君。

○観光商工課長（根本和幸君）

このかすみがうら市水族館の設置及び管理に関する条例が設置されたときの状況は、ちょっとわからなくて申しわけないですが、そのときには恐らく入れ忘れたのか、あえて何かがあって入れなかったのかと思います。これまでも、障害者の方が入館するときによくお問い合わせをいただいていたので、今回新たに追加をさせていただくものでございます。

○川村成二委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

簡単にいうと、理由はわからないと。障害者の方が入館するときに、ほかのところと比べたという問い合わせが結構あったので、今回入れることで理解してよろしいですか。

○川村成二委員長

観光商工課長 根本和幸君。

○観光商工課長（根本和幸君）

佐藤委員のおっしゃるとおりでございます。

○川村成二委員長

佐藤文雄委員。

○佐藤文雄委員

非常に早急な対応ではないですけれども、やっぱりそういう声を大事にして対応したといういいことだと思います。

○川村成二委員長

宮嶋委員。

○宮嶋 謙委員

障害の方の入館に際しては、付き添いの方がいる場合が多いと思います。付き添いの方、例えば1名について減免とか免除という施設もありますけれども、これはどうなっていますか。

○川村成二委員長

観光商工課長 根本和幸君。

○観光商工課長（根本和幸君）

今回の条例の中ではうたっていないのですが、ほかの状況を聞きますと、保護者が必要な障害者の方の場合には、その保護者の方も一緒に減免をしていることですので、水族館でもそのように運用したいと考えています。

○川村成二委員長

設楽委員。

○設楽健夫委員

参考資料ですけれども、議案集57ページの中で入館料の減免という記述があります。それと、今説明された議案概要書7ページの1項を加えて第1項第1号、2号、3号で、第2項で市長はという記述になっていますけれども、こちらについては空欄になっていますけれども、これは議案概要書7ページのこの文面が入ってくると理解してよろしいですか。

○川村成二委員長

観光商工課長 根本和幸君。

○観光商工課長（根本和幸君）

これまでは、条例のほうで第1号、第2号をうたっていましたが、今回は施行規則のほうで第1号、第2号、第3号ということで障害者の方をうたっているのです、今の表は条例の部分ですので、規則の中で入館者はこういう方ですとうたっています。

○川村成二委員長

ほかに、質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論は、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第62号 平成29年度かすみがうら市一般会計補正予算（第5号）のうち、環境経済部所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

ここで、委員各位に申し上げます。

本案につきましては、本日、審査予定の保健福祉部健康づくり増進課の質疑が終わった後に、討論並びに採決を行います。

それでは、環境経済部から特に補足説明等はございませんか。

環境経済部長 田崎 清君。

○環境経済部長（田崎 清君）

議案集28ページをごらんいただきたいと思います。

議案集28ページ、一番下の行、6款農林水産業費、03土地改良整備支援事業（政策）231万9000円、こちら農林水産課所管のものでございます。これに対しましての補足説明はございません。

続きまして、議案集29ページをごらんいただきたいと思います。

一番上のほう、7款商工費の中の04歩崎公園管理運営事業（政策）590万円、こちらに関しましては、観光商工課所管のものでございます。補足説明はございません。

以上でございます。

○川村成二委員長

それでは、農林水産課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。来栖委員。

○来栖丈治委員

議案集28ページ、農地費として231万9000円の補正予算があります。これ、事業箇所と事業のルール分の上乗せということだと思いますが、事業内容の概略を教えてくださいと思います。

○川村成二委員長

農林水産課長 大久保定夫君。

○農林水産課長（大久保定夫君）

それでは、ご説明いたします。

今般、土地改良区から3件の申請が県の事業採択を受けたことに伴いまして、補正予算を計上するものでございます。県の事業採択を受けた3件の内容ですが、1件目、こちらの事業主体は霞ヶ浦土地改良区でございます。事業の概要ですが、昭和30年度に造成されたものの現在は使用されていない旧出島揚水機場の管理棟の解体工事でございます。事業費は290万3000円です。

2件目、事業主体は出島東部土地改良区です。事業内容は、安食地内の機場に設置してある手動式の除塵機を電動化する工事です。事業費は334万8000円です。

3件目、事業主体は同じく出島東部土地改良区です。西成井地内の排水路整備工事、排水路の底面と側面、法面の整備改修工事でございます。事業費は1307万6000円でございます。

以上です。

○川村成二委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

歳入について、どういうふうになりますか。

○川村成二委員長

農林水産課長 大久保定夫君。

○農林水産課長（大久保定夫君）

県単土地改良事業ですが、県の補助金は直接各土地改良区に交付されます。

○川村成二委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

県の補助は直接行く。そして、この分は補助率が幾つになるのか、一般財源で補助をするということですね。補助率はどのくらいですか。

○川村成二委員長

農林水産課長 大久保定夫君。

○農林水産課長（大久保定夫君）

市の上乗せ補助でございますが、1件目の霞ヶ浦土地改良区の揚水機場の解体工事、こちらにつきましては揚水施設ということで、10%の上乗せです。あと2件目、出島東部土地改良区への補助ですが、安食地内の機場に設置してあります除塵機を電動化する工事、こちらについては排水施設ということで12.5%、3件目、同じく出島東部土地改良区の西成井地内の排水路の整備工事、こちらは排水施設の整備ということで、12.5%の上乗せ補助でございます。

○川村成二委員長

小座野委員。

○小座野定信委員

他の市などでも当然このような工事が出てくると思いますが、やはりこの補助、市単独の10%ないし12.5%などという補助の規定というのは、他の市も設けているのですか。また、これは、我が市だけの単独なのか。その辺お答え願いたい。

○川村成二委員長

農林水産課長 大久保定夫君。

○農林水産課長（大久保定夫君）

かすみがうら市に限らず、近隣の市でも上乗せ補助は行っております。ただ、補助率はその市によって若干違います。

○川村成二委員長

小座野委員。

○小座野定信委員

一番補助率のいいところ、悪いところ、もし今お分かりでしたら、お教え願いたいと思います。

○川村成二委員長

農林水産課長 大久保定夫君。

○農林水産課長（大久保定夫君）

一番補助率のいいところが土浦市で20%でございます。あと、一番悪いのは取手市で、補助がないところもございますが、ほかは10%程度が多い状況でございます。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

小座野委員。

○小座野定信委員

この補助の合計が231万9000円ということですか。

○川村成二委員長

農林水産課長 大久保定夫君。

○農林水産課長（大久保定夫君）

市の上乗せ分の合計が231万9000円ということでございます。

○川村成二委員長

ほかに、質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

それでは、農林水産課に対する質疑を終結いたします。

続いて、観光商工課に対する質疑等がございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

それでは、観光商工課に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第66号 かすみがうら市活性化センター生産物直売所の指定管理者の指定についてを議題といたします。

環境経済部から特に補足説明等はございませんか。

環境経済部長 田崎 清君。

○環境経済部長（田崎 清君）

議案第66号に関しまして補足説明をさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○川村成二委員長

それでは、説明を求めます。

観光商工課長 根本和幸君。

○観光商工課長（根本和幸君）

活性化センターにつきまして、平成30年3月31日をもって指定管理者の期間が満了となりますことから、新たに指定管理者を選定するものです。

候補者として、かすみがうら市活性化センター運営委員会委員長小松崎尊さん、指定の期間が平成30年4月1日から平成35年3月31日となっています。

以上です。

○川村成二委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

小座野委員。

○小座野定信委員

選定方法は、どのような方法をとられたのでしょうか。

○川村成二委員長

観光商工課長 根本和幸君。

○観光商工課長（根本和幸君）

こちらは、かすみがうら市活性化センター運営委員会が、活性化センターを運営するために組織された団体ですので、非公募として応募をさせていただきました。公募しないということです。部内で提出された書類を審査しまして、指定管理者運営選定委員会に報告をさせていただいた内容です。

○川村成二委員長

小座野委員。

○小座野定信委員

実績といたしますか、この前の5年間もこの方がやられていたわけですね。その5年間の実績というのはどういうものがございましたか。

○川村成二委員長

観光商工課長 根本和幸君。

○観光商工課長（根本和幸君）

今手元にあるのが過去3年の売り上げですが、簡単にざっくり言わせてもらいますと、平成26年が売り上げ約3580万円、平成27年が3980万円、平成28年が4210万円程度の売り上げとなっております。

○川村成二委員長

小座野委員。

○小座野定信委員

指定管理者を選定する場合、当然家賃は無料になってくるわけですか。それとも、指定管理者を指定して、家賃として市で収入を得て、一般財源に入ってくるわけでしょうか。この辺、ちょっとご説明いただきたいと思います。

○川村成二委員長

観光商工課長 根本和幸君。

○観光商工課長（根本和幸君）

こちらは売り上げに対しまして、売り上げの2.65%を納付金としまして市へ納付していただく内容になっています。

○川村成二委員長

小座野委員。

○小座野定信委員

この売り上げの管理はどのような管理をしていますか。

○川村成二委員長

観光商工課長 根本和幸君。

○観光商工課長（根本和幸君）

この運営委員会でレジを使っていますので、そのレジで計算をしていると聞いています。

○川村成二委員長

小座野委員。

○小座野定信委員

毎月とか毎週とかの売り上げに関する監査といたしますか、そういうチェック機能は今のところないわけですか。

○川村成二委員長

観光商工課長 根本和幸君。

○観光商工課長（根本和幸君）

半年ごとに売り上げの報告をいただいております。

○川村成二委員長

小座野委員。

○小座野定信委員

部長がおられますが、それで十分だと思いますか。一般商店は指定管理者でないでしょうけれども、毎日、毎週管理していると思いますが、民間と行政が指定管理者をする場合とでは、そういう大きな差があると思うのですけれども、その辺どうお考えでしょうか。

○川村成二委員長

環境経済部長 田崎 清君。

○環境経済部長（田崎 清君）

ご指摘いただきました件に関しましては、先ほど課長から説明いたしましたように、半年に1度報告いただきまして、実は来年1月でございますけれども、監査委員の方に監査をしていただく予定にしておりますので、その中でしっかり見させていただきたいと考えております。

○川村成二委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

今、小座野委員が質問しましたが、5年間の指定管理者ということで、今売り上げの実績をお話しされました。いずれにしても、使用料は農産物、いわゆる加工品を含むのが12%、その他農産物品以外のものは15%というふうになっていますよね。こういう資料もきちっと表にして配るべきではないですか。上納金、市に入るお金が2.65%ですから、そういうのも一覧表としてきちっと提出してから説明をすべきだと思いますが、そういう表はつくられていますか、今回の議案提出に当たって。

○川村成二委員長

観光商工課長 根本和幸君。

○観光商工課長（根本和幸君）

すみません。今回の議案提出に関しましてはその表はつくってございませませんが、これまでの表はできていますので、提出することは可能かと思えます。

○川村成二委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

提出をして、こちらでチェックして、可否を決めるというのも1つの方法でありますけれども、いずれにしても、提出だけはするようにお願いしたいと思います。委員長どうですか。

○川村成二委員長

委員の皆様には、参考資料として後で配布するというのでよろしいでしょうか。

[「異議なし」「できるだけ早急に」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

よろしいですね。それでは、後で速やかに資料の提出をお願いいたします。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

それから、売り上げが今ちょっと数字を書きとめられなかったのですが、向上しているのかどうか、ちょっとよくわかりませんでした。つまり、これまでの売り上げ向上に向けた取り組み、こういう特徴について、市は把握しているのでしょうか。

○川村成二委員長

観光商工課長 根本和幸君。

○観光商工課長（根本和幸君）

直売所の販売でいろいろ工夫をされていると聞いています。あとは、平成26年から平成27年に駐車場の舗装であるとか、内部の軒になっていた部分を塀で囲んで、売り場面積を増やすことをしてございます。

○川村成二委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

それは市がフォローした工事ですよ。駐車場の整備は、市でやったと思います。そういう意味で、地域における経済効果、これについてはどのように市は考えていらっしゃいますか。

○川村成二委員長

観光商工課長 根本和幸君。

○観光商工課長（根本和幸君）

こちらは当然、もともとは霞ヶ浦地区の方だけが会員でしたが、現在は、千代田地区の方も含まれていまして、実際、会員数が120名の方がいると聞いています。

○川村成二委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

120名というのが今現在で、その前は霞ヶ浦地区だけでは何名ですか。いわゆる生産に直結して、そういう意味では地域の経済に役に立っているとなるとと思いますが、霞ヶ浦地区から合併によって千代田地区も入ったと、それで合計で120名。では、当初は何名でしょうか。

○川村成二委員長

観光商工課長 根本和幸君。

○観光商工課長（根本和幸君）

当初は4、50名とお伺いしています。合併前と合併後の比較は、今手元に資料がないので、申し訳ございませんがわかりません。

○川村成二委員長

小座野委員。

○小座野定信委員

指定管理者ということになりますと、売り上げに対する2.65%は市に納付してもらうわけですね。この中には電気、ガス、水道もこの中に含まれてくるわけですか。

○川村成二委員長

観光商工課長 根本和幸君。

○観光商工課長（根本和幸君）

光熱水費につきましては、この運営委員会で売り上げの中からお支払いをしていただいています。

○川村成二委員長

小座野委員。

○小座野定信委員

2.65%に対してちょっと細かく聞きたいですけれども、農協の売店などでも一般農家の方を募って、野菜や農産物、水産物の販売等していますけれども、1人1坪ぐらいのところでも2.65%よりはいただいていると思いますが、その辺、農協の売店なども参考にしているのですか。

○川村成二委員長

観光商工課長 根本和幸君。

○観光商工課長（根本和幸君）

生産者の方は運営委員会へ12%の納付をしています。運営委員会が売り上げの12%をいただいた中から、市へ2.65%の納付金をいただく形になっています。

○川村成二委員長

小座野委員。

○小座野定信委員

その辺ちょっとわかるものを、先ほど委員長から指定された書類と一緒にプリントいただければと思いますけれども、どうでしょうか。

○川村成二委員長

提出可能でしょうか。

観光商工課長 根本和幸君。

○観光商工課長（根本和幸君）

では、あわせて提出させていただきたいと思います。

ちょっとよろしいでしょうか。

先ほどの佐藤委員からのご質問、平成25年度からの金額を読み上げさせていただいてよろしいでしょうか。

細かい数字ですが、平成25年度が4042万9904円、平成26年度が3586万7629円、平成27年度が3984万1450円、平成28年度が4215万5997円でございます。

○川村成二委員長

矢口委員。

○矢口龍人委員

建築と当然施設に関しては市で負担してつくったと思いますけれども、中に入れる備品とか冷蔵庫等は、どちらで用意しておられますか。

○川村成二委員長

観光商工課長 根本和幸君。

○観光商工課長（根本和幸君）

建設当時、当時の霞ヶ浦町で用意したもの、あと、そのほか必要であって、運営委員会でみずからそろえたものと分かれています。

○川村成二委員長

矢口委員。

○矢口龍人委員

そうしますと、その辺の財産に関する取り決め等は行っていないですか。

○川村成二委員長

観光商工課長 根本和幸君。

○観光商工課長（根本和幸君）

こちらで財産台帳を持っていまして、市の持ち物と運営委員会の持ち物と区分をさせていただいております。

○川村成二委員長

矢口委員。

○矢口龍人委員

要するに行政側が出すものだよというものと、やはり運営委員会で買うものとの区別はどうしているのですか。それは契約とかそういうものはないのですか。

○川村成二委員長

観光商工課長 根本和幸君。

○観光商工課長（根本和幸君）

運営委員会で買える軽微なもの、安価なものであれば用意したり、また自分たちで持っているものを使っていることもございます。ただ、自分たちでなかなかそろえられないような高価なものであると市へ要望をいただいて、必要であれば市で用意する形をとっています。

○川村成二委員長

矢口委員。

○矢口龍人委員

先ほどのお話の2.65%というと、4000万円にすると年間100万円ぐらい入るということですか。

○川村成二委員長

観光商工課長 根本和幸君。

○観光商工課長（根本和幸君）

平成28年度の市への納付金ですが、111万7135円でございます。

○川村成二委員長

矢口委員。

○矢口龍人委員

今、市としまして、6次産業化とか、それから農産物とか加工品とかをどんどん売り込みをかけようということで、地方創生からも大分いろいろな動きをしていると思います。今後の5年間契約するわけですが、市の地方創生等のいろいろな事業とこの活性化センターとの提携、推進していこうという事業計画はどうなっているかご説明いただけますか。

○川村成二委員長

観光商工課長 根本和幸君。

○観光商工課長（根本和幸君）

今、地方創生が進んでいて、地元の6次産業化という部分もあると思います。その辺は市の意向も踏まえていただくように運営委員会へお話をしています。市で、例えばこういうものを扱っていただきたいとか、こういう6次産業でできた品物があるということがあれば、運営委員会にお願いをできると思っています。

○川村成二委員長

矢口委員。

○矢口龍人委員

いや、指定管理者をするのに、事業計画があると思います。事業計画をちょっと示していただけませんか。

○川村成二委員長

観光商工課長 根本和幸君。

○観光商工課長（根本和幸君）

それでは、事業計画が今回の申請で出ていますので、後で提出させていただきたいと思います。

○川村成二委員長

矢口委員。

○矢口龍人委員

それで、その事業計画の中で、当然売り上げ等も見込んでいると思います。その辺の売り上げを5年間どの程度見ているか、それを説明できますか。お願いできますか。

○川村成二委員長

暫時休憩します。

休 憩 午前10時35分

再 開 午前10時36分

○川村成二委員長

会議を再開いたします。

観光商工課長 根本和幸君。

○観光商工課長（根本和幸君）

かすみがうら市生産物直売所の設置及び管理に関する条例の設置の目的としまして、かすみがうら市の特産品等の展示、直売することによって、市内外に広くこれを紹介し、地域特産物への理解と消費拡大を図るとともに、地場産業の振興と観光客の誘致を促進するために直売所を設置するとうたわれていますので、この目的に沿った形で運営をしていきたいと思います。

この目的に沿った形で設置されたのが今回の運営委員会でございますので、その辺は理解をしていただけたと思います。

○川村成二委員長

矢口委員。

○矢口龍人委員

今、設管条例の内容はわかりますよ。全くそのとおりだと思います。だから、今後どれだけ活性化センターが有効利用されて、売り上げでも何でもきちっとした方向にすることによって、地域振興が図れたり、農産物が売れたり、農家が助かったりするわけでしょうから、その目的は全くそのとおりだと思います。きちっとした方向性を示すべきだと思いますよ。目標をちゃんと立てるべきだと思いますよ。

○川村成二委員長

観光商工課長 根本和幸君。

○観光商工課長（根本和幸君）

今回の申請書の中で、運営委員会の売り上げの額としまして、平成30年は850万円の収入ですが、平成32年度には860万円まで上げる計画になってございます。

○川村成二委員長

小座野委員。

○小座野定信委員

先ほどの答弁の中で、組合員は売り上げの12%を運営委員会に払っているよと。その運営委員会は市に2.65%を支払いしてもらっている。その残ったもので電気、ガス、水道、下水道、人件費をお支

払いしているでしょうけれども、運営委員会がどれだけの利益を上げているという報告、監査というのは、事務局ではわかっていらっしゃるのですか。

○川村成二委員長

観光商工課長 根本和幸君。

○観光商工課長（根本和幸君）

先ほど半年に1回報告をいただくということを申し上げましたが、1年間まとめて、最終的にはそういう内容が出てきます。そこで、事務局では把握をさせていただいています。

○川村成二委員長

小座野委員。

○小座野定信委員

では、今現在5年間やっていただいて、それは黒字になっているのですか、赤字になっているのですか。

○川村成二委員長

観光商工課長 根本和幸君。

○観光商工課長（根本和幸君）

運営委員会のほうで見ますと、黒字というふうには。当然赤字が出ますと運営できないので、黒字でやっています。

○川村成二委員長

小座野委員。

○小座野定信委員

黒字ということは、実質赤字なんだよと、もう5年間また指定管理者制度をもらえないから、やむを得ず黒字に書きかえて出しているのだという受け取り方でよろしいでしょうか。

○川村成二委員長

観光商工課長 根本和幸君。

○観光商工課長（根本和幸君）

そういうことではなくて、一応、運営は健全にできていると思っています。

○川村成二委員長

小座野委員。

○小座野定信委員

正式な形の決算書がないと、指定管理者制度をまたお願いして、それでまた継続して使えるのか使えないのかということが判断できません。また、非公開の中で組合の中だけで募集もせずにやったというこの市民に対して公平性のなさ、こういうことを行政がやることなのか。その辺の不満と不安、不信をおぼえますが、いかがでしょうか。

○川村成二委員長

観光商工課長 根本和幸君。

○観光商工課長（根本和幸君）

すみません、平成28年度の収支決算ですが、収入が……。

○川村成二委員長

5年間の実績の決算は提出できますか。

○川村成二委員長

環境経済部長 田崎 清君。

○環境経済部長（田崎 清君）

今ご指摘いただきました決算は、ちょっと戻りませんと書類がそろいませので、急ぎそろえさせていたきたいと思ひます。

○川村成二委員長

小座野委員。

○小座野定信委員

5年間の実績も出さないで、これだけで議会が通ると思っているのか。5年間の実績を報告してからの継続になるじゃないの、普通。こんなことどこだって通用するわけではないだろう。

○川村成二委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

先ほど黒字、赤字などありますけれども、私は、運営委員会は基本的には法人格を持っていないので、利益留保できないと思うのですけれども、法人格は何かありますか。全国的にも市内にも類似ケースはあると思ひますけれども、こちらに限っては何か、ないですよ。法人格は特段。

○川村成二委員長

観光商工課長 根本和幸君。

○観光商工課長（根本和幸君）

法人格はございません。

○川村成二委員長

田谷委員。

○田谷文子委員

ちょっと素人で、本当にわけのわからないことをお聞きするのですけれども、この生産者というか運営委員会は何名ぐらいですか。120名と言いましたか。

○川村成二委員長

暫時休憩します。

休 憩 午前10時43分

再 開 午前10時44分

○川村成二委員長

会議を再開いたします。

観光商工課長 根本和幸君。

○観光商工課長（根本和幸君）

先ほど会員の方が約120名と言いましたが、運営委員会の役員の方は19名いらっしゃいます。

○川村成二委員長

それでは、お諮りいたします。

この議案に対しましては資料の提出を求める声が多いため、資料の提出をもって再度質疑を行いたいと思ひますが、よろしいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

それでは、観光商工課において資料を準備していただいて、整い次第、連絡いただけますか。
環境経済部長 田崎 清君。

○環境経済部長（田崎 清君）

そのようにさせていただきます。よろしく願いいたします。

○川村成二委員長

次に、議案第67号 かすみがうら市水族館の指定管理者の指定についてを議題にいたします。
この議案については、資料の準備等はできておりますか。
環境経済部長 田崎 清君。

○環境経済部長（田崎 清君）

こちらにつきましても、補足説明をさせていただきます。その中でご審議いただきたいと思います。
よろしく願いいたします。

○川村成二委員長

それでは、説明を求めます。なお、説明は簡潔にお願いいたします。
観光商工課長 根本和幸君。

○観光商工課長（根本和幸君）

それでは、議案第67号 かすみがうら市水族館の指定管理の指定についてということで、こちらも平成30年3月31日をもちまして水族館の指定管理の期間が満了となりますことから、新たに株式会社デン・ケリー代表取締役佐山等を候補者として、平成30年4月1日から平成35年3月31日まで指定管理者として指定することをお願いするものでございます。

○川村成二委員長

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。
佐藤委員。

○佐藤文雄委員

今、新たにと言いましたが、株式会社デン・ケリーは今まではやっていなかった、新たにこの会社が指定管理者になる予定ということですか。ちょっとそこら辺の経過を教えてください。

○川村成二委員長

観光商工課長 根本和幸君。

○観光商工課長（根本和幸君）

こちらは、指定管理者の公募をさせていただいて、2社の応募がございました。その2社の指定管理者選定委員会を開催いたしまして、2社の中からこちらの株式会社デン・ケリーが選ばれたということでございます。

○川村成二委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

そういうふうに公募をした。公募が株式会社デン・ケリーともう一つの業者であって、その選定委員会の提案の中で、結果的にどういう特徴があって、この株式会社デン・ケリーを選んだという経過もきちっと出さないと。まず、これは資料として、審議としては十分じゃないと思いますが。そういう提案書も含めて、その選定委員会の結果については、公表していただけますか。

○川村成二委員長

観光商工課長 根本和幸君。

○観光商工課長（根本和幸君）

指定管理者選定委員会の中では、2社からプレゼンテーションをいただきまして、事前に申請書類を委員の方に配布をさせていただきました。この選定委員会委員長は副市長でございまして、そのほかに外部委員の方2名を含む部長職の方9名で構成される選定委員会となっています。

この2社のプレゼンテーションを聞いた後に、点数表を配布し、点数をつけていただいて、2社の中から候補者を選定してございます。

ちなみにですが、200点満点中株式会社デン・ケリーが139.55点、もう1社が107.55点で、32点差ございました。

○川村成二委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

だから、そういうものをちゃんと資料として出さなきゃいけないじゃないですか。

そして、結果的に株式会社デン・ケリーが139.55点で、もう一つの業者はどこですか。もう一つの業者がわからないじゃないですか。それが107.55点だという評点。そして、結果的にどういう違いがあったのかというのも、総合評価として、市は指定管理者として一応候補者として提案をするというものが必要じゃないですか。これだけではわからないですよ。

それと、過去の5年間の入館数と入館料金の状況はどうだったのかということも必要だと思うね。これは前の業者が、今現在の指定管理者をやっているわけでしょう。それは入館が少なくなっているとか増えているとか、その結果こういう取り組みをしているとか。そういうものも含めて、あると思いますよ。ですから、新たに株式会社デン・ケリーでしょう。今現在やっている指定管理者は、今回の応募者にならなかったのですか。まず、それだけ聞かせていただけますか。

○川村成二委員長

観光商工課長 根本和幸君。

○観光商工課長（根本和幸君）

もう1社は、現在指定管理者を行っている株式会社K A I B Aで、応募してございました。

○川村成二委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

ですから、この株式会社K A I B Aの評価が低くなった。新たに株式会社デン・ケリーになったということですから、かなり重要です。そういう意味では、これまでの選定委員会でのプレゼンテーション、提案書、各委員の評点、そして総合評価がどうだったかということは公表できませんか。

○川村成二委員長

観光商工課長 根本和幸君。

○観光商工課長（根本和幸君）

現在の指定管理者をしている株式会社K A I B Aですが、入館者を見れば、年々入館者数は増えてきていました。ただ、私も選定委員会の中でお話を聞いている中で、こちらの株式会社デン・ケリーの提案としましては、例えば館内の展示の工夫であるとか、大型モニターの設置、そのほかインバウンドの対応であるとか、あと出前水族館をやるということが評価されたのかと私は感じました。

○川村成二委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

私は、そういうことも含めて公表できませんかと言っているんですよ。そういう文書がなければいけないじゃないですかということを言っているんです。今お話をいただきましたが、そういうのも必要だと思いますよね。だって、新たな指定管理者にする、それはそういう特徴を持って評価されたということですから、かなりの点数の差がありますよね。30点以上の評点の違いがあるのですから。いかがですか。

○川村成二委員長

環境経済部長 田崎 清君。

○環境経済部長（田崎 清君）

今、ご指摘いただきました資料提出の件でございますけれども、確かにプレゼンテーションの中でこちらに挙げていただいている資料がございますが、これは指定管理者となった後に公表するのはやぶさかではございませんけれども、今の時点に関しましては、提出した業者に確認させていただいて、それからとさせていただきたいと思います。ご了解いただければと思いますが、よろしく願いいたします。

○川村成二委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

それはいいでしょう。提案のプレゼンテーションの問題はそれぞれの企業のノウハウですから。ただ、結果の評点ですね。それと総合評価のコメントについては、今、根本課長がおっしゃったような文書については、こういうふうな結果だと今話したわけですから、あるじゃないですか。それは公表できますよね。いかがですか。

○川村成二委員長

観光商工課長 根本和幸君。

○観光商工課長（根本和幸君）

今お話ししたのは、私がプレゼンテーションの中で聞いた話をちょっとさせていただいたもので、すみません。あと評点は、各委員が評点したものをまとめて、平均点を出した評点表がございますので、そちらは提出できると思います。

○川村成二委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

これまでの株式会社K A I B Aは、比較的私は頑張っているなど見ていたのですけれども、先ほど、新たに30ポイント上回ったという点で、出前水族館とか大型モニターということで、大分株式会社デン・ケリーが投資すると思うのですが。会社の規模は、株式会社デン・ケリーは株式会社K A I B Aに比べると、資本金等大きいですか。

○川村成二委員長

観光商工課長 根本和幸君。

○観光商工課長（根本和幸君）

株式会社デン・ケリーですが、もともとはペットショップの運営やペット用品の販売、あと動物病

院の経営などを行っている法人で、実際、現在の株式会社K A I B Aよりは大きいかと思えます。また、こちらの会社で同じ経営母体となっていますが、石岡市にありますアジア動物専門学校も経営しているということでございますので、その辺でかなり大きい会社かなというふうに思います。

○川村成二委員長

宮嶋委員。

○宮嶋 謙委員

株式会社デン・ケリーは、水族館の運営実績はどの程度あるのでしょうか。

○川村成二委員長

観光商工課長 根本和幸君。

○観光商工課長（根本和幸君）

会社自体が水族館の運営実績はないですが、社員の中に葛西水族館や上野動物園で飼育員をされた方がいらっしゃって、その方を館長にさせていただけるということで提案いただいていますので、その辺は心配ないのかなと思っています。

○川村成二委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

今現在、株式会社K A I B Aのやっている水族館の運営内容で、魚とか結構持ち込みもあるようにも感じるのですが、何割ぐらい持ち込んでいますか。

○川村成二委員長

観光商工課長 根本和幸君。

○観光商工課長（根本和幸君）

古橋委員がおっしゃるように、株式会社K A I B Aは、自分の持っている魚とかカメとか非常に持ち込んでいるのですが、一応株式会社K A I B Aに確認をしたところ、できれば引き取ってほしいと。新たな指定管理者の方に引き取ってほしいというお話もいただいたのですが、株式会社デン・ケリーでは、若干運営方法を変えるので、今の魚は基本的に、市の持ち物の魚はいいですが、株式会社K A I B Aが持っている魚は要らないと聞いています。

○川村成二委員長

ほかに、質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

それでは、この議案に対してもいろいろご意見ございましたが、評価点の内容についても説明がございました。資料等の要求はありますが、その資料をいただいても、この説明した内容の数値が変わるものではないので、説明していただいた内容で判断できるものと考えます。

これより、討論を行います。

討論は、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで、部署の交代をお願いいたします。

暫時休憩します。

休 憩 午前10時57分

再 開 午前11時10分

○川村成二委員長

会議を再開いたします。

次に、議案第62号 平成29年度かすみがうら市一般会計補正予算（第5号）のうち土木部所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

土木部から特に補足説明等はございませんか。

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

それでは、補足説明をさせていただきます。

議案書29ページをお願いいたします。

これまで土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合で実施をしておりました神立駅自由通路整備事業、神立駅舎橋上化整備事業、神立駅東口歩行者専用道路事業の3事業でございますけれども、本年1月、国土交通省より新たな計画に見直すよう指導がございました。

国の補助事業である社会資本総合整備交付金の要綱のとおりにより計画を変更すると、該当する3事業は、一部当市区域部分もございますけれども、土浦市区域内にある事業となります。よって、事業主体を土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合から土浦市へ移行する計画となり、先の定例会でご説明をしたとおり、当市におきましては、これまでの負担金を今後は土浦市へ負担することとなっております。

また、この計画は土浦市が策定している計画となっておりますので、土浦市区域内が施工区域である神立駅自由通路整備事業、神立駅舎橋上化整備事業においては補助該当事業となりますが、神立駅東口歩行者専用道路事業の当市区域部分、延長111.5mはこの計画に該当しておりませんので、当市が単独事業として整備を進めるものでございます。

今回の補正予算につきましては、日本貨物鉄道株式会社との用地交渉において同意が得られた土浦市との行政界から菅谷道踏切までの当市区域延長111.5m、面積657.26㎡、売買単価1㎡1万9050円、売買価格1252万1000円の補正をお願いし、神立駅東口歩行者専用道路事業計画用地の買い取りを行うものであります。あわせて、収入印紙代として役務費1万円の補正をお願いするものでございます。

今後の整備計画等においては、土浦市、関係機関と協議をいたしまして、歳入財源の確保や歳出財源の軽減を考えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○川村成二委員長

それでは、都市整備課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

この土木費の都市計画総務費の公有財産購入費が今言った用地取得費ということですね。つまり、JR部分の111.5mで675㎡が対象だということで理解してよろしいですね。

○川村成二委員長

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

そのとおりでございます。

○川村成二委員長

ほかに、質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

都市整備課に対する質疑を終結いたします。

ここで、部署の交代をお願いいたします。

次に、議案第68号 バス車両の取得について議題といたします。

総務部から特に補足説明等はございませんか。

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

補足説明をさせていただきたく、鈴木検査管財課長からご説明申し上げたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○川村成二委員長

それでは、説明を求めます。

検査管財課長 鈴木芳明君。

○検査管財課長（鈴木芳明君）

それでは、お配りしてございます資料をご覧くださいと思います。

議案第68号 バス車両の取得についてでございます。

1 ページ開けていただきまして、一般競争入札で実施しております入札の結果調書となっております。

入札日時としまして、平成29年11月9日に入札を実施しております。予定価格につきましては2700万円で、応札業者数が2社でございました。落札価格につきましては2286万4902円ということで、落札率は84.66%でございました。

続きまして、2ページをご覧くださいと思います。

これが物品売買契約書の仮契約書で、消費税を含みまして2466万4902円、相手方が茨城いすゞ自動車株式会社土浦営業所で、11月16日に仮契約書を締結しております。

続きまして、3ページをご覧くださいと思います。

官公庁への納入実績書で、ひたちなか市、日立市、小美玉市ということで、実績を挙げさせていただいております。

以上でございます。

○川村成二委員長

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。
佐藤委員。

○佐藤文雄委員

端数がこういう入札があるのかなとびっくりですが、2286万49円とか、もう一方は2306万4445円と、
こういう細かい札を入れるというのはびっくりですが、そういうことはありますか。

○川村成二委員長

検査管財課長 鈴木芳明君。

○検査管財課長（鈴木芳明君）

細かい内訳書等もいただいておりますが、全部1円単位まで、本当に細かい数字で全て出されてお
りますので、半端な数字が出ている状況になっております。

○川村成二委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

バスの仕様は、広告とかラッピングとかできるような仕様になっているのですか。そういうものを
期待して、あまり契約と関係ないですけれども、今どきですから、ホームページとか封筒に広告があ
るように、そういう収入もぜひ活用していただきたいなと願うところですが。

○川村成二委員長

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

私からお答えさせていただきます。

プロモーションの考え方でありますので、そういうことも含めて、内部では検討した経緯がありま
すので、これから業者選定になってきますから、詳細は今後の打ち合わせということでご理解いただ
きたいと思います。

○川村成二委員長

ほかに、質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

検査管財課長にお伺いしたいのですが、この取得金額と配布された資料、議案概要書、それから議
案集の取得価格、この差は何があるのでしょうか。説明いただけますか。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時19分

再 開 午前11時26分

○川村成二委員長

会議を再開いたします。

検査管財課長 鈴木芳明君。

○検査管財課長（鈴木芳明君）

大変申しわけございません。

当初、入札においては消費税抜きの価格での入札で実施をしました。通常、消費税を計上させてい

ただいたのが議案書になっております。その後精査したところ、その消費税のかからない内訳の中で、例えばですが、自動車重量税とか取得税、それから自賠責保険、それから検査登録預り法定費用等には消費税がかからないということで、そういう内訳がありましたので、仮契約書のときには金額が少なくなっている状況でございます。申しわけございません。

○川村成二委員長

それでは、委員の皆様、議案概要書並びに議案集の取得価格を仮契約書の数字2466万4902円に訂正をお願いします。今の段階では、とりあえず訂正をしてください。

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

精査が足りず、大変申し訳ございません。お許しをいただきまして、今後の取り扱いについて、事務局で法規等に照らしましてご検討を申し上げますので、また改めて、後ほど審議をいただければと思います。よろしくお願いたします。

○川村成二委員長

ただいま部長より、改めてルールに基づいて審議をお願いしたいという話がありましたけれども、この特別委員会の今の場では、この議案第68号の取得価格を修正した形で採決を進めたいと思いますが、委員の皆様よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

ほかに、質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論は、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで、部署の交代をお願いいたします。

次に、承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

市長公室から特に補足説明等はございませんか。

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

それでは、承認第5号では、平成29年度のかすみがうら市一般会計補正予算（第4号）になります。先般の衆議院解散に伴うそれらの選挙費用に対する補正を行ったこととございます。なお、期日間

に合わないために、専決処分とさせていただきました。

以上です。

○川村成二委員長

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論は、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決に入ります。

本案を承認することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

次に、議案第59号 かすみがうら市行政組織条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

市長公室から特に補足説明等はございませんか。

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

議案第59号につきましては、平成30年度からの行政組織機構の見直しに関する条例の制定でございます。市の重要案件であります4項目、先般の全員協議会等でもお示しをさせていただきました。それらに基づいて、組織の見直しを行うということでございます。

以上です。

○川村成二委員長

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

全員協議会で配られたものがございます。裏面に最後の4ページのところに見直しのイメージということで、現在と見直し後となっておりますが、今現在の配置人数と組織変更後の見直し後の人員配置はどうなるでしょうか。

○川村成二委員長

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

考え方につきましては、最終的に総務部で配置人員関係を調整することになります。今回の議案の中では配置人員までは盛り込んでいませんが、例えば組織内各部長とのヒアリングにおいても、それぞれに配置がしやすい、市民にわかりやすいような組織機構をお願いしたいということでもあります。

ので、詳細はこれから詰めさせていただきたいと思います。

○川村成二委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

大体の配置人数もないということですか。市長公室長、細かいところまでは別に要らないですよ。全体的にどうなのかというぐらいはイメージしているのではないですか。

○川村成二委員長

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

全体の人数からいうと、おおよそ260名ぐらいの組織、人員等でそれぞれに配置をするという考えでもあります。また、重点的な部分で、例えば、お示しをさせていただいた高齢化社会に対応した市民活動であるとか、あるいは地域未来投資促進基本計画に基づく事業推進といったところには、ある程度の人員の確保を、総務部とは協議させていただきたいと思います。

○川村成二委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

つまり、人員配置で今265名と言いましたが、そのうち配置的には、重点配置で人数が多くなる可能性のあるところがあるということですか。

○川村成二委員長

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

そうしますと、本当に必要な窓口が対応できないということもありますから、そこは流動的には考えております。人がいれば、その事業が回るということではありませんので、限られた人数の中で、それぞれに仕事を進めてもらうという考え方の中で進めたいと思います。

○川村成二委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

それから、これちょっとわかりにくいですが、いわゆる現在の環境経済部の農林水産課が（仮称）都市産業部にあるのと、それから、（仮称）生活環境課になっているところがありますよね。この農林水産課の位置づけについてちょっとわかりづらいですが、説明していただけますか。

○川村成二委員長

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

現在、環境経済部では、農林水産課、環境保全課、観光商工課と3つの課が所属をしております。これを土木部の一部分と統合をしまして、（仮称）都市産業部を創設することです。その（仮称）都市産業部には、農林水産課と観光商工課と土木部にある都市整備課、それから重点の1つでもあります（仮称）地域未来投資推進室を設置することです。

○川村成二委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

ということは、太い線引きというのは、環境経済部全体についてイメージして出したと。そのうちの点々という波線の環境保全課の部分は（仮称）生活環境課に行きますと図示をしていると理解して、あくまでも農林水産課は（仮称）都市産業部のほうに移行するというところでよろしいですか。

○川村成二委員長

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

そのとおりでございます。この部分につきましては、これから都市マスタープラン立地適正化計画と都市力のアップ強化を図っていくということでもございますので、産業部門と連携強化を今後図りたいという思いで、ここを一緒にしたということでもあります。

○川村成二委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

通常、私もいろいろ決算カードで分析をしておりますが、目的別歳出についての仕分けについては、この組織の中で仕分けはわかりやすくなるのでしょうか。これは予算書にもかかわってくるものから、これについては連続性も含めて保てるのか、教えてください。

○川村成二委員長

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

あくまでも予算、決算それぞれの項目がございますので、そこを課が移動しても、その部分について移動はございませんので、それだけご理解いただきたいと思います。

○川村成二委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

つまり、これまでの決算カードについてはわかりやすく、一般会計の予算についてもそれは款、項、目のことについては、わかりやすくなるということで理解してよろしいですね。

○川村成二委員長

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

事業型予算ということで進めておりますので、あくまでも款、項、目の順番で、事業の中で幾ら予算を配分したというような、これまでと同じ流れでもございます。ただ、組織内の一部統合とかということについては、それぞれこれから先の目的に沿った形で配分、設置をしたということでもありますので、予算とはまた別にならうかなと思っています。

○川村成二委員長

小座野委員。

○小座野定信委員

すみません、今、議案概要書4ページ、議案第59号の部の移動といいますか、業務の各部から部の移動の状況を見させていただいたのですが、非常に簡単に申しますと、市民部へ移動する業務がふえるのかなと。市民部のウエイトがすごく大きく、窓口がかなり大きな窓口になってくるのかなと見受けられるのですが、その辺はどうでしょうか。

○川村成二委員長

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

これまでの市民部で税関係、例えば税務課、納税課につきましては、総務部へ移行をいたします。ただ、総務部のほうから交通安全と、防犯等が市民部に移行をするということでもありますので、窓口のボリュームとすればそうは変わりありませんが、ただ、この中では、例えば環境保全の部分とか市民活動の部分が入ってきますので、ボリューム的には、これまでと違って重点が入るということでもありますので、少し強化をしなくてはならないという考えでもあります。

○川村成二委員長

設楽委員。

○設楽健夫委員

全員協議会資料の1ページに、地方創生・事業推進担当の廃止という記載がありますけれども、それが4ページの現在のところには記載がないですが、これは右側の（仮称）都市産業部の（仮称）地域未来投資推進室に全体が移行するというふうに解釈してよろしいですか。

○川村成二委員長

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

廃止というのは、もともと2年間だけは事業を推進するということで、2年前に設置をしたわけがあります。この中で、例えば企業立地、あるいは地方創生の総合戦略、子どもミライプロジェクト、いろいろな事業が軌道に乗ってきておりますので、それぞれに関係をする部署、例えば、市長公室の部分であるとか、観光商工の部分であるとか、農林水産の部分へ振り分けます。さらに今回、地域未来投資の関係は、新たに今、委員がおっしゃったように、（仮称）地域未来投資推進室を新設し、その中で事業を振り分けながらさらに推進をしていくという考え方でもあります。

したがって、今までの地方創生・事業推進担当をそれぞれの関係する課に振り分けていきたいということでもあります。

○川村成二委員長

ほかに、質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

それでは、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論は、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで部署の交代をお願いいたします。

次に、議案第60号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

市民部から特に補足説明等はございませんか。

市民部長 櫻井 清君。

○市民部長（櫻井 清君）

どうぞよろしく申し上げます。

資料をお配りしてあると思います。簡単なものですが、国保年金課長から簡単に説明させていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○川村成二委員長

それでは、説明を求めます。

国保年金課長 元木義和君。

○国保年金課長（元木義和君）

それでは、私のほうから議案第60号 国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、資料をもとに説明をさせていただきたいと思います。

資料のほうはよろしいでしょうか。A4の1枚のものですが、国民健康保険税の納期についてということで、まず、現行ですが、4月、6月が第1期、第2期と書いてあります。その後、8月の第3期から2月までの第9期ということで、年9回の賦課方式をとっております。そして、この第1期と第2期につきましては、前々年の所得をもとに暫定賦課ということで賦課をさせていただきまして、8月に本算定をし直しまして、暫定賦課で納めた状況を確認しながら、その後の2月までの第9期の納期で調整しているような形になっています。

改正案では、4月、6月の暫定賦課を廃止しまして、前年の所得を確認してからの本算定1回による7月から第1期の2月の第8期までの8回の納期ということで、賦課をしたいと考えております。

そして、今回の改正、何故ということになります。まず、現行の4月、6月の暫定賦課につきましては、国民健康保険特別会計の中で保険給付費というのは4月から請求が来まして、5月から支払いを始めます。その部分については、資金を一般会計からの赤字繰り入れや、それから、この暫定賦課による税収、そして、前年度繰越金などを充てて、支払いを行っておりました。平成30年度からは国保の広域化ということで、都道府県化になります。そのことによりまして、今まで市町村で払っていた保険給付費については、県のほうから交付金という形で来て、保険給付費を払うよう制度が改正されます。そして、市町村は皆さんから集めた保険料等を国保事業費納付金という形で県に納めるようになります。その中で、県の国保事業費納付金の支払いについては、8月以降に支払うよう県のほうで決定をしております。ですから、4月、6月に前々年の所得をもとに慌てて課税して暫定賦課でお金を集めて、それを保険給付費に充てる必要がなくなったということで、納期の改正を考えました。

それと、暫定賦課においては、例えばですが、5月に社会保険に加入した方などは、国民健康保険を喪失になります。しかし、今までの方式ですと、4月、6月の暫定賦課は納めていただいて、8月の本算定によって、納め過ぎた場合には保険税を還付するような不都合が生じていました。今回改正になりまして、7月の本算定の1回になりますと、7月の本算定をやったときに5月に社会保険に加入した方は4月分だけの賦課、金額を直した納付書を本人に送って納める形になります。そういったいろいろと世帯状況が変わったとか保険税が変わると、本算定のところで直さなければならない部分が

多かったものですから、その部分が減ります。そういったことも含めて、今回の改正を提案させていただいております。

よろしくをお願いします。

○川村成二委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

つまり、国保の都道府県化、これが大きな要因。つまり市町村で払っていた医療費が、県からその分が来るということで、問題なく支払うことができると。国保事業費納付金は8月だから、その前に集めてきちっと7月に算定しておけば、問題なく国保事業費納付金も納めることができるということが大きな要因だと理解してよろしいですか。

○川村成二委員長

国保年金課長 元木義和君。

○国保年金課長（元木義和君）

委員おっしゃるとおりで、そのような解釈になります。

○川村成二委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

古橋委員が随分一般質問でも話をしていて、できる限り月ごとにとという要望がありましたが、そういう月ごとについては、なかなか難しいでしょうか。

○川村成二委員長

国保年金課長 元木義和君。

○国保年金課長（元木義和君）

社会保険の会社の場合には、6月に市県民税を翌年6月までの12か月で給料から差し引く形ができると思いますが、国民健康保険税の場合は、年度をまたいで翌年まで所得を勘案して12回に分けて課税ができないようになっていきますので、それはちょっと難しいと考えております。

○川村成二委員長

ほかに、質問はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

それでは、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論は、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第62号 平成29年度かすみがうら市一般会計補正予算（第5号）のうち、市民部所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

市民部からは特に補足説明等はございませんか。

市民部長 櫻井 清君。

○市民部長（櫻井 清君）

一般会計ですけれども、これについては、歳出で国民健康保険特別会計の繰出金が出ております。それから歳入では、後で出てきますけれども、後期高齢者医療特別会計からの繰入金が入っております。そういうことで、歳入歳出の関係ですけれども、これについては国民健康保険特別会計の平成28年度の国庫交付金の精算のための支払いに充てるもの、それから後々出てきますけれども、後期高齢者医療特別会計に関しては、繰入金と留保金、この辺のところを後期高齢者医療広域連合に支払った残金が一般会計への繰入金として入ってくる内容であります。

大ざっぱに言って、3つの会計それぞれ関連しております。内容としては一応そういうことになります。

よろしくをお願いします。

○川村成二委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、国保年金課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

国保年金課に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第63号 平成29年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

市民部から特に補足説明等はございませんか。

市民部長 櫻井 清君。

○市民部長（櫻井 清君）

今のざっぱな形で説明させていただきましたが、国保年金課長から細かく説明させますので、よろしくをお願いいたします。

○川村成二委員長

それでは、説明を求めます。

国保年金課長 元木義和君。

○国保年金課長（元木義和君）

それでは、議案集35ページをお開きください。

まず、歳入から説明させていただきます。

9款1項1目の一般会計繰入金として2646万2000円、こちらは療養給付費等負担金の国庫補助金が確定したために、その返還金を返還するため、一般会計から繰り入れてもらった金額となります。

続きまして、議案集36ページをお開きください。

歳出につきましては、4款1項1目の前期高齢者納付金として2万4000円、こちらは平成29年度分

の前期高齢者の納付金の不足分となります。

続いて、10款1項3目償還金の国庫負担金等返還金として2643万8000円、こちらは平成28年度療養給付費等負担金の確定に伴い、超過交付された2643万5646円と災害臨時補助金の超過交付の3000円を返還するため、予算計上させていただきました。

以上となります。

○川村成二委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

結果的に平成28年度分の医療給付というか、それが予定よりも少なくなったということで、国にその分を返還するということですか。

○川村成二委員長

国保年金課長 元木義和君。

○国保年金課長（元木義和君）

精算によりまして、いろいろと後から保険給付費を返したりする部分もありますので、そういったことで全体的に超過交付になっていたということで、返還する形になります。

○川村成二委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

それは、やっぱり医療費が多いということと理解しているのですが、どうですか。

○川村成二委員長

国保年金課長 元木義和君。

○国保年金課長（元木義和君）

療養給付費の合計なので、そういう形になります。

○川村成二委員長

ほかに、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論は、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第64号 平成29年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

市民部から特に補足説明等はございませんか。

市民部長 櫻井 清君。

○市民部長（櫻井 清君）

この件に関しても、国保年金課長から簡潔に説明いたさせます。

よろしく申し上げます。

○川村成二委員長

それでは、説明を求めます。

国保年金課長 元木義和君。

○国保年金課長（元木義和君）

それでは、歳入から説明させていただきます。

議案集42ページをお開きください。

歳入ですが、4款1項1目の前年度繰越金として、292万円。それと5款3項1目の雑入として、193万2000円。こちらは、平成28年度療養給付費負担金の精算により超過納付分が返還されるため、歳入予算として計上するものです。

続いて、議案集43ページをお開きください。

歳出ですが、2款1項1目の後期高齢者医療広域連合納付金として269万5000円、こちらは平成28年度被保険者保険料の確定による不足分を計上するものです。

続いて、3款2項1目の一般会計繰出金として215万7000円、こちらは平成28年度分の一般会計からの繰入金の精算分と療養給付費負担金の精算による超過納付分の返還金について、一般会計へ繰り出す予算計上をさせていただいております。

よろしく申し上げます。

○川村成二委員長

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論は、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

お諮りいたします。

昼食休憩に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

ご異議なしと認めます。

それでは、午後1時15分から再開いたします。

休 憩 午前11時57分

再 開 午後 1時14分

○川村成二委員長

会議を再開いたします。

次に、議案第62号 平成29年度かすみがうら市一般会計補正予算（第5号）のうち、保健福祉部所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

保健福祉部から、特に補足説明等はございませんか。

保健福祉部長 寺田茂孝君。

○保健福祉部長（寺田茂孝君）

保健福祉部所管の一般会計補正予算の概要であります。社会福祉課と介護長寿課におきましては、システムの改修に伴う費用であります。

子ども家庭課では、児童手当事業と私立保育所事業に関する交付金の返還及び下稲吉小放課後児童クラブに関する下稲吉小学校北校舎の修繕と備品購入費となります。

また、健康づくり増進課所管の補正予算につきましては、後ほど担当課長から補足説明をさせていただきます。

以上です。

○川村成二委員長

それでは、社会福祉課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

社会福祉課に対する質疑を終結いたします。

続いて、介護長寿課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

介護長寿課に対する質疑を終結いたします。

続いて、子ども家庭課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

佐藤委員

○佐藤文雄委員

修繕費は、霞ヶ浦北小学校の児童クラブの修繕とお聞きしましたがけれども、どこをどういうふうに修繕するのかと、それから児童クラブの運営備品というのは、どういうものを指すのか教えてください。

○川村成二委員長

子ども家庭課長 大久保昌明君。

○子ども家庭課長（大久保昌明君）

まず、修繕内容でございますが、ただいま下稲吉小放課後児童クラブにつきましては、北校舎の1階の2教室を使わせていただきまして、クラブ活動をしておりますが、下稲吉小学校の児童数、学級数の増に伴いまして、その校舎1階部分を普通教室として使うことから、北校舎の2階部分に図工室と家庭科室、いわゆる特殊教室があります。そちらの教室を改修しまして、平成30年度からそちらを使って放課後児童クラブを行う内容の改修でございます。

備品につきましては、2階部分に備えつけの備品等ございませんので、改めて書棚といった備品を備える内容でございます。

○川村成二委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

すみません、聞き間違っています。

下稲吉小放課後児童クラブの子どもたちがかなり増えるということで、北校舎を修繕するとおっしゃったと思います。それに合わせて備品が必要になったというふうに理解しましたけれども、当初の人数から平成30年度はどのぐらい増えて、何クラスになるのか、その点を教えていただけますか。

○川村成二委員長

子ども家庭課長 大久保昌明君。

○子ども家庭課長（大久保昌明君）

今の時点では、その下稲吉小放課後児童クラブの人員がふえるというよりは、学校の児童数、あるいは学級数が増えることで、北校舎の1階を使うものですから、それに伴って放課後児童クラブを2階に上げるという内容でございます。

ただ、2階のその特殊教室につきましては、1階の教室と比べるとスペースが広いので、今現在1年生と2年生が放課後児童クラブの対象として使用しておりますけれども、平成30年度からは3年生も含めた学級編成に移行することも検討する予定でございます。

○川村成二委員長

ほかに、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

子ども家庭課に対する質疑を終結いたします。

続いて、健康づくり増進課の補足説明を求めます。

健康づくり増進課長 木村俊夫君。

○健康づくり増進課長（木村俊夫君）

それでは、健康づくり増進課の説明を申し上げます。

議案集27ページをお開きいただきたいと思います。

歳入でございます。15款2項3目1節の保健衛生費補助金としまして100万円を計上させていただいております。こちらにつきましては、市町村がん検診受診率向上事業費の補助金としまして100万円を県から補助金をいただく内容でございます。

内容としましては、がん検診の受診勧奨、こちら受診率を向上させようということで、平成29年度から新たな事業としまして平成29、30年とで行う事業でございます。県内44市町村、こちらのほう上限100万円の補助事業ということで行う内容でございます。私どもにつきましては、今回、補

正をいただきまして 100 万円を上限の金額そのままいただくような形で考えてございます。

続きまして、議案集 28 ページ、歳出でございます。4 款 1 項 2 目の母子保健事業費でございます。こちらにつきましては、養育医療の給付事業、昨年度実施いたしました養育医療に係る経費の補助額が確定いたしましたので、その差額分の返還としまして 7 万 1000 円を計上してございます。

続きまして、その下にございますように、4 款 1 項 3 目の保健事業費で健康づくり推進事業でございます。これにつきましては、今回、歳入で見いただきますがん検診受診率の向上といったものを事業化いたしまして、消耗品費で 7 万 4000 円、印刷製本費で 21 万 6000 円、健康づくり推進事業委託で 81 万円、合計で 110 万円を計上させていただいている内容でございます。

こちらの事業につきましては、皆様方のお手元に資料をお配りしてあると思っておりますが、カラー刷りしたチラシでございます。こちら今年 3 月に健康まちづくり宣言をさせていただきまして、これに伴い健康まつりという事業を開催する計画でございます。今回のがん検診の受診事業費を健康まつりに投入いたしまして、健康まつりのメインテーマを「がんについて考えよう」ということで、開催を予定しております。支出は、こちらに入れていく形になります。

内容は、がんの経験者によります講演会ということで、女優の原千晶さんをお呼びしまして行います。具体的な内容につきましては、内側のページにございますように、30 の事業、イベントを行い、その中で、がん検診に関する内容を盛り込みまして、事業費を活用していくよう考えております。

今のところ 22 の団体に協力をいただきまして、30 の事業を全て体験して感じていただこうということで企画をしております。

○川村成二委員長

以上で、説明が終わりました。

健康づくり増進課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

今、説明した中で、この健康まつりも関係するのでしょうか、健康づくり推進事業委託とありますね。これ委託先は、決まっているのですか。

○川村成二委員長

健康づくり増進課長 木村俊夫君。

○健康づくり増進課長（木村俊夫君）

今回のがん検診受診の補助金につきましては、茨城放送にお願いをしまして、原千晶さんの講演会の費用、さらには講演会を 3 つほど行うのですが、そちらの司会進行といったものを行っていただきたいと考えております。委託費は、茨城放送にお支払いするような形になります。

○川村成二委員長

ほかに、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

健康づくり増進課に対する質疑を終結いたします。

重ねて、平成 29 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 5 号）の質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論は、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 65 号 平成 29 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）を議題いたします。

保健福祉部から特に補足説明等はございませんか。

保健福祉部長 寺田茂孝君。

○保健福祉部長（寺田茂孝君）

担当の介護長寿課長から補足説明をいたします。

○川村成二委員長

それでは、説明を求めます。

介護長寿課長 幕内浩之君。

○介護長寿課長（幕内浩之君）

それでは、議案第 65 号 介護保険特別会計補正予算についてご説明をいたします。

議案集 49 ページをお願いいたします。

歳入になりますが、まず 3 款国庫支出金、2 項国庫補助金、4 目介護保険事業費補助金といたしまして 75 万 6000 円、こちらは介護保険システム改修に対します補助金で、補助率は 2 分の 1 となっております。

次に、7 款繰入金、1 項一般会計繰入金につきましては、介護保険システム改修に対します市負担分の事務費の繰入金となっております。

次に、8 款繰越金につきましては、平成 28 年度国、県給付費負担金等及び市負担分繰入金の精算によります返還金に充てるため、前年度繰越金の一部 5901 万 8000 円を歳入予算として計上をする内容でございます。

続きまして、議案集 50 ページをお願いいたします。

歳出になりますが、まず 1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、委託料といたしまして、介護保険システム改修に伴います費用として 151 万 2000 円を補正する内容でございます。

続きまして、7 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、2 目償還金につきましては、平成 28 年度国及び県介護保険給付費負担金の精算に伴いまして、国負担分といたしまして 1716 万 9348 円、県負担分といたしまして 1700 万 1357 円を返還するために 3417 万 1000 円を補正する内容でございます。

同じく 7 款 3 項繰出金、1 目一般会計繰出金につきましては、介護給付費など市負担分の平成 28 年度繰入金の精算によります一般会計へ戻すために 2484 万 7000 円を補正する内容でございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○川村成二委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

結果的に、平成 28 年度の決算をした結果、いわゆる保険給付費が余ったというか、予定よりも少なくなったということで、その分を国、県、そして市負担分を返還するという中身と理解してよろしいですか。

○川村成二委員長

介護長寿課長 幕内浩之君。

○介護長寿課長（幕内浩之君）

そのとおりでございます。

○川村成二委員長

ほかに、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論は、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 1時29分

再 開 午後 1時41分

○川村成二委員長

会議を再開いたします。

審査を継続することにしていました議案第 66 号 かすみがうら市活性化センター生産物直売所の指定管理者の指定について、再度議題といたします。

環境経済部から資料が配られておりますので、まずは資料の説明をお願いいたします。

環境経済部長 田崎 清君。

○環境経済部長（田崎 清君）

先ほどは資料が揃わず申しわけございませんでした。

改めまして、観光商工課長より資料に基づき補足説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○川村成二委員長

観光商工課長 根本和幸君。

○観光商工課長（根本和幸君）

大変申しわけありませんでした。

それでは、活性化センター生産物直売所のただいまお配りしました資料についてご説明をさせていただきます。

まず、1 ページ開いていただきまして、今回の指定管理者に係ります審査の結果が添付されています。100 点満点中 60 点ということでした。

2 ページ目開いていただきまして、今回の運営委員会から提出されました事業計画書になってございます。

3 ページ目をお開きいただきますと、今回の申請団体の理念等に関する事項が記載されてございます。

6 ページから 10 ページは、平成 30 年度から平成 34 年度までの公の施設の収支予算書案がついてございます。

11 ページから 13 ページは、平成 28 年度から平成 26 年度の 3 年間の収支決算書を添付してございます。

○川村成二委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

小座野委員。

○小座野定信委員

今、かすみがうら市水族館の指定管理者の……

ごめんなさい、取り消します。

○川村成二委員長

暫時休憩します。

休 憩 午後 1 時 4 4 分

再 開 午後 1 時 4 5 分

○川村成二委員長

会議を再開いたします。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

ちょっと 1 つ、当初、霞ヶ浦地区だけで 40 から 50 名の会員だったのが 120 名になりましたといっただけですが、これちょっと見たら 100 名になっていますね。これは説明と違いますが。

○川村成二委員長

観光商工課長 根本和幸君。

○観光商工課長（根本和幸君）

すみません、私もこの書類の審査をするときには 100 名ということだったのですが、つい二、三日前に、運営委員会の小松崎さんに現在の人数を確認したところ、120 名という回答でしたので、先ほど 120 名という答弁をさせていただきました。

○川村成二委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

タイムラグがあつて、現在は120名だと理解すればよろしいですね。

○川村成二委員長

観光商工課長 根本和幸君。

○観光商工課長（根本和幸君）

はい、そのとおりでございます。

○川村成二委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

それから、最後の表の販売額ですが、いわゆる市への納付金はわかりますが、使用料、これが農産物加工含む販売額は12%、その他は販売額の15%、これはどう見ればいいですか。

○川村成二委員長

観光商工課長 根本和幸君。

○観光商工課長（根本和幸君）

現在、運営委員会では、全て12%の手数料で実施をしているということですので、12%で生産者の方は運営委員会へお支払いをして、そのうちまた売り上げの2.65%を市へ納付していただく形をとっています。

○川村成二委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

ということは、それぞれの合計に12%をかけると使用料になると理解してよろしいですか。

○川村成二委員長

観光商工課長 根本和幸君。

○観光商工課長（根本和幸君）

恐らく平成27年度、平成28年度は12%で大丈夫かと思います。今、その販売額の手数料は12%ですが、以前はもう少し安かった時期もあります。ちょっと古い部分については、今手元に資料がなくて申しわけないですが、近々のものに関しては12%で大丈夫だと思います。

○川村成二委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

いや、平成19年の条例ですよ、それでは使用料は12%、あと農産物以外は15%となっているけれども、平成27年度と平成28年度は違ふだろうと思うけど、その前はわからないというのは、ちょっと解せないですが、どうですか。

○川村成二委員長

観光商工課長 根本和幸君。

○観光商工課長（根本和幸君）

条例上で12%ということですので、ちょっとその辺は後で確認をさせていただいて、よろしいでしょうか。

○川村成二委員長

暫時休憩します。

休 憩 午後 1時48分

再 開 午後 1時49分

○川村成二委員長

会議を再開いたします。

観光商工課長 根本和幸君。

○観光商工課長（根本和幸君）

すみません、12%で間違いありません。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

矢口委員。

○矢口龍人委員

この収支決算書を拝見すると、税金のほうは、どういうふうを実施しているのですか。

○川村成二委員長

観光商工課長 根本和幸君。

○観光商工課長（根本和幸君）

生産者が支払う12%の中で、運営委員会を運営してございますので、納税等はございません。

○川村成二委員長

矢口委員。

○矢口龍人委員

これ消費税も当然かかってきますよ。売り上げ4000万円あるでしょう。これに対して税務署何も言わないんですか、これ税務報告なしでいいですか。

○川村成二委員長

観光商工課長 根本和幸君。

○観光商工課長（根本和幸君）

すみません、ちょっと消費税の部分は後で確認させていただきます。

○川村成二委員長

小座野委員。

○小座野定信委員

予算書、収支決算書見てみますと、支出の使用料で市への売上金の2.65%の納入分について、市でもここに出ているということは150万円を歳入見込んでいるわけですね。それに対して見込んでいる分が歳入として入らないので、これ不納欠損という処理をしているのですか。どういう処理をしていますか。

○川村成二委員長

観光商工課長 根本和幸君。

○観光商工課長（根本和幸君）

この収支決算につきましては、運営委員会の収支決算でございまして、市はその売り上げに対して、納付金で収入していますので、不納欠損にはなってございません。

○川村成二委員長

小座野委員。

○小座野定信委員

これ収支決算の増減を見ると、予算計上しても全然使えていない。宣伝費などは 30 万円計上しても 1 円も使えていない。販路の拡大ということに関しても、この宣伝費というのは、非常に大切です。けれども、5 年間やっていただいても売り上げもさほど伸びていない。そういう団体に対して、密室の中での契約という形をとった理由というのは、どういうことですか。

○川村成二委員長

観光商工課長 根本和幸君。

○観光商工課長（根本和幸君）

かすみがうら市の公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例の第 5 条の中で、当該公の施設の管理運営を行う団体を設立するために、市が団体の構成員となる市民などから募集をしたり、地縁団体等に働きかけを行った結果、設置された団体が指定管理を受ける場合には非公開でということの条例がありましたので、そちらで非公開として公募させていただきました。

○川村成二委員長

小座野委員。

○小座野定信委員

当然これ雑入で入れたとしても一般財源になってくるわけで、市としてもたくさん売ってもらわないと歳入も上がってこないわけ。そういう親亀こけたら皆こけるような形になっているわけですけども。

当然、これは市として公共投資をして、それなりの農産物や水産物の売り上げ向上、地元の PR ということも含めているでしょうけれども、ここで宣伝費も使われていない、使えない、こういう状態なわけですね。幾ら市が設立に向けて加わった団体としても、非常に収入が見込めない、また、市の考えた方向にそぐわないという団体になっているではないでしょうか。

○川村成二委員長

環境経済部長 田崎 清君。

○環境経済部長（田崎 清君）

今、委員がおっしゃるとおりだと思います。

市といたしましても、このような現状を踏まえまして、今後、お互いに伸びていくような形で、確認をしながら運営を指導していきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○川村成二委員長

小座野委員。

○小座野定信委員

先ほど半年に 1 回決算書が上がってくるという答弁でしたけれども、また来年度についても同じように半年に 1 回の決算書の報告を受けて終わりということでしょうか。

○川村成二委員長

観光商工課長 根本和幸君。

○観光商工課長（根本和幸君）

先ほどの小座野委員からのご指摘もありましたので、少なくとも四半期に 1 回とか、そういう形を来年度からは実施をしていきたいというふうに考えています。

○川村成二委員長

小座野委員。

○小座野定信委員

そういう大ざっぱな枠で区切るのではなく、大型デパート、スーパーであろうと、やはり毎日の売り上げ、支出を必ず確認することが一般的ではないかと思います。公務員という生産性を考えない中での事業であれば、半年に1回、1年で1回でもいいと思いますけれども、運営委員会は生産性のある団体ですから、それをどう機能させていくかというのが、やはり公金を使った事業の方向性ではないでしょうか。

そういったことについて、やはり今、答弁のとおり四半期に一度ぐらいの決算で済ませようと思っていますか。

○川村成二委員長

環境経済部長 田崎 清君。

○環境経済部長（田崎 清君）

ご指摘をいただきまして、今後、心して運営させていただきたいと思います。

まずは三か月ということで、四半期ごとに確実にやらせていただいた中で、もっと必要であれば、例えば二か月ごと実施します。とりあえず来年度は、三か月ごとでやらせていただければと思っております。よろしくお祈いします。

○川村成二委員長

観光商工課長 根本和幸君。

○観光商工課長（根本和幸君）

生産者の生産意欲が湧いて、できるだけ売り上げが伸びるような形で。当然、小座野委員がおっしゃるように、売り上げの管理も大切だと思いますが、生産者の方が潤うような形を市も一緒にとっていきたいと考えています。

○川村成二委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

平成 28 年度の運営委員会の収支決算で、使用料のところちょっと計算してみました。売り上げに対して、電卓がないので携帯電話でやりましたが、そうすると 13.4%になっている。いわゆる、市への納付金はちゃんと 2.65%になっている。12%だと言ったのとは違うじゃないですか。つまり農産物以外は 15%というふうになっている。でも 12%だというと、何かこれ整合性がないですが、私の計算が違っているのでしょうか。

○川村成二委員長

観光商工課長 根本和幸君。

○観光商工課長（根本和幸君）

ちょっと私の先ほどの認識が甘かったのですが、農産物が 12%でそれ以外が 15%ということです。申しわけありませんでした。

○川村成二委員長

ですので、佐藤委員の発言は正しいですか、正しくないですか、最後まで答弁してください。

観光商工課長 根本和幸君。

○観光商工課長（根本和幸君）

佐藤委員が一番初めにおっしゃったように、農産物が 12%で、それ以外が 15%というのが正しかったので、先ほど私の認識不足で答弁が間違っていましたので、申しわけありませんでした。

○川村成二委員長

ほかに、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論は、ございませんか。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

やっぱり問題は、資料がきちっと事前に準備されていないことと、非公募だと。いろいろな理由つけましたけれども、これでは1社入札と同じですね。ですから、透明性とか、公平性に問題がありますので、もう一度公募し直して、議案をもう1回提出し直したほうがよろしいかと思います。

○川村成二委員長

ほかに、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

討論を終結いたします。

本案は、異議がございしますので、起立によって、採決します。

本案は、原案のとおり可決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○川村成二委員長

起立多数であります

よって、本案は、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました議案等の審査は全て終了いたしました。

そのほか、委員の皆様から何かございますでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

私のほうから、先ほど議案第 68 号で、委員の皆様よろしいでしょうか。

議案第 68 号でバス車両の数字の訂正につきまして、この前訂正した形で採決をとり、全会一致で可決しました。本会議では、委員会報告として、この議案については可決ということで報告をします。ただ、数字が違いますので、議案の取り下げ、再提出をする予定です。再提出の議案については、委員会付託を省略してそのまま討論、採決を行う形で進むということが事務局から説明がありましたので、皆さん、ご了解いただきたいと思います。

それでは、これをもちまして平成 29 年第 4 回定例会議案審査特別委員会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

閉 会 午後 2 時 0 3 分

かすみがうら市議会委員会条例第30条の規定により署名する。

平成29年第4回定例会議案審査特別委員会
委員長 川 村 成 二